

かいさんぶつ でんわかんゆうはんばい おくつ ちゅうい 海産物の電話勧誘販売や送り付けトラブルに注意！

かいさんぶつ でんわかんゆうはんばい おくつ ちゅうい
カニなどの海産物の電話勧誘販売や送り付けトラブルが増えています
ふゆ みかく こうにゆうきかい ねんまつねんし とく ちゅうい
冬の味覚の購入機会が増える年末年始は特に注意してください。



そうだんじれい 【相談事例】

てんわ かいさんぶつ すす ことわ だいびきはいたつ
電話で海産物を勧められて断ったが、代引配達で
しょうひん とど だいきん しはら うと
商品が届き、代金を支払い受け取ってしまった。

～トラブルに遭わないためのポイント!!～

- すこ かん ことわ
👉 少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう
- でんわかんゆう けいやく
👉 電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます
とくていしょうとりひきほう さだ しょめん うと ひ いない
(特定商取引法に定める書面を受け取った日から8日以内)
- ちゅうもん しょうひん とど うと
👉 注文していない商品が届いても受け取らない
おくぬし めいしょう しょざいちなど じょうほう ひか うと きよひ
送り主の名称や所在地等の情報を控え、受け取り拒否
うと だいきん しはら ひつよう
受け取ってしまったても代金を支払う必要はありません

ふあん おも ばあい とき しょうひせいかつ そうだん
不安に思った場合やトラブルになった時は消費生活センターへご相談を！

橋本市消費生活センター
☎:0736-33-1227/FAX:33-1200
〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
橋本市役所 1階 窓口⑤



閉庁時は消費者ホットライン188(いやや!)へお電話ください